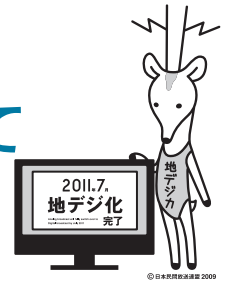


市民税非課税世帯への

地上デジタル放送視聴のための支援について



地上デジタル放送を視聴するには…

今年（平成23年）7月24日までに今までのテレビ放送（地上アナログ放送）は終了します。

地上デジタル放送を視聴するには地デジ対応テレビに換えるか、現在ご利用中のアナログテレビに外付けの地デジ対応チューナーなどをつなぐ必要があります。

（1）誰が支援を受けられるのですか？

支援の対象は「地上デジタル放送未対応の世帯全員が市民税非課税の措置を受けている世帯」です。

※支援を受けるにはNHKと受信契約を結ぶことが必要です。

NHKと放送受信契約を結んでいない場合は、支援の申込み後に速やかにNHKと放送受信契約を結んでください。

※既に地上デジタル放送を視聴できる世帯は、支援を受けられませんのでご注意願います。

（2）どのような支援を受けられるのですか？

①簡易な地デジ放送対応チューナー（以下、簡易なチューナー）1台を無償で給付します。（※現物給付です。テレビは給付されません。）

②簡易なチューナーの設置方法と操作方法を電話でサポートします。

※必要に応じ、県が委託する「地デジ県民サポートセンター」が訪問設置等を行います。

（アンテナ工事等を行いません。）

地デジ県民サポートセンター ☎97-8361 9時～18時（毎週月曜日休み）

（3）申込期限

平成23年7月24日まで（消印有効）※申し込みは、お早めに！

（4）支援の申込方法は？

申込書は、小城市役所の各庁舎総合窓口にあります。申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付して総務省地デジチューナー支援実施センターへ郵送してください。

※チューナー支援を受けるために、「世帯全員が記載された住民票の写し」及び「世帯全員分の市民税非課税証明書」を添付する必要があります。無料で交付しますので、各庁舎総合窓口係へ申し出てください。

市民税非課税世帯への支援に関する問合せ先

総務省 地デジチューナー支援実施センター

☎0570-02-3724

上記の電話番号につながらない場合

☎043-332-2525

平日9時～21時（土日・祝日は9時～18時）

NHKの放送受信契約に関する問合せ先

NHK ふれあいセンター

☎0570-07-7077

上記の電話番号につながらない場合

☎050-3786-5003

平日9時～21時（土日・祝日は9時～18時）

⚠ 悪質商法にご注意ください！

この支援による簡易なチューナーの給付について費用を請求することはありません。

テレビ調査員や工事事業者を名乗って不正請求を行ったり、郵便による振り込め詐欺（架空請求）を行ったりする事件が起きています。地上デジタル放送に関する誤った情報による関連商品やサービスを売りつける悪質商法にご注意ください。